

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

令和2年9月10日（原子力発第20195号）

補正年月日等：

令和3年5月17日（原子力発第21004号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

位置：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 890,000 kW

第3号機： 890,000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子炉設備

3 計測制御系統設備

加圧水型原子力設備に係るものにあつては、次の事項

1 制御方式及び制御方法

(2) 原子炉の制御方法

制御棒の位置の制御方法（一次冷却材の温度の制御を含む。）、一次冷却材のほう素濃度の制御方法、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系等の制御方法

10 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉設備の改造

6. 申請の理由

伊方発電所第3号機においては、設備の保守性向上の観点から、安全保護系ロジック盤の取替えを行うこととしており、これに合わせて安全保護系の論理演算機能を既設の安全保護系計器ラックにより実現し、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用する。安全保護系計器ラックの故障が生じた場合においても安全保護系の機能を確保するために安全保護系ロジック盤を設置するシステム構成とする。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。